

大分県報

令和六年
号外（三）
一月三十日

（火曜日）

裁 決 書

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇588番地の8
審査申立人 細井 良則

目 次

選挙管理委員会告示

玖珠町議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

令和五年四月二十三日執行の玖珠町議会議員選挙における当選の効力に関し、大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇五百八十八番地の八細井良則から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和六年一月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和五年七月十四日付けで提起された同年四月二十三日執行の玖珠町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選人繁田弘司（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、玖珠町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和五年六月三十日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行ったところ、原決定を不服として、同年七月十四日に当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 申立ての理由及び反論書の要旨

申立人から令和五年七月十四日に当委員会に申立てのあった審査申立ての理由及び同年八月二十一日、同年九月二十三日、同年十月三十日に当委員会に提出のあった反論書の要旨は次のとおりである。

(1) 令和五年五月十六日付けで当選人から提出のあった意見書及び添付書類（以

下「意見書等」という。)には、当選人、当選人が雇用されている建設会社の支社長(以下「支社長」という。)及び同社営業所長(以下「営業所長」という。)が、玖珠町内の建設会社事務所(以下「事務所」という。)2階を寮とし当選人が居住している旨証言しているが、同月18日付け町委員会の事務所の検証(以下「検証」という。)では、事務所1階に居住していると当選人が証言を変更した。これを町委員会は直ちに認定しており、申立人に対して、意見書等との相違が生じたことについて、いつ訂正があったか弁明がない。

また、同月24、25日に実施した支社長及び営業所長への聞き取りの際にも、各人は2階に居住しているとする意見書等の内容に相違ないと証言する一方で、当選人が事務所1階に居住している旨も発言しており、支社長及び営業所長の証言に疑義を感じる。

さらに、検証時、事務所1階デスク引出しにワイヤツ等が収納されており、町委員会が当選人とあらかじめ検証日程を調整したため、事前に用意することが可能だったのではないかと思われるし、意見書等には事務所2階に私物があると証言しているが、事務所1階に私物があり矛盾している。

(2) 事務所1階の応接ソファ等での起臥について、連続1年以上の使用に耐え得るかではなく、サイズ計測等により使用できないことはないとして原決定の証拠としたことは理解できない。応接ソファ等で起臥する頻度が証明されない限り「生活の本拠」とは認められない。

(3) 当選人が事務所で生活する際、会社所有の備品、機材等を使用しているが、当該備品等は、事務所機能として設置されているため、従業員である当選人が寝食を問わず使用できる設備であり、居住実態の客観的事実が形成されていない。

検証時に、当選人は当選後に見つけた玖珠町内の新居(以下「新居」という。)へ家財道具の一部を移転していると証言している一方で、町委員会が行った令和5年5月24日付け支社長への聞き取りでは、事務所2階で人を受け入れる予定があるため、当選人に退居してほしい旨発言しており、この時点では、支社長は当選人が新居移転の意向があることを認知しておらず、家財道具の一部を移転したかどうかの真相が不明である。

また、ベッドは起臥を証明するための家財道具として重要な物件にもかかわらず、町委員会が新居の調査を行わなかった理由が不明である。

(4) 令和5年6月21日に町委員会が開催した第10回選挙管理委員会において、気温統計とエアコン使用の関係性や居住時期の変化を再調査することが決定され、翌日に追加調査を行っている。

温度差と消費電力量の関係を分析すると、夏季の気温上昇及び秋季の気温下降の際にエアコン使用等による消費電力量の上昇は理解できるが、令和4年12月以降は気温の上昇下降に関係なく消費電力量が連続して減少している。令和5年1月から3月までの平均気温が昨年比で0.5℃から2.9℃程度上昇しているものの、玖珠町内は平均気温が1月は2.3℃、2月は4.7℃と厳寒であり、エアコン使用を控えることは難しいと考えられる。

また、町委員会の冷蔵庫の新品買い替えによる省エネ効果があったとする見解については理解できる一方で、明確になっていない買い替え時期をもって判断の根拠とはできないと考える。

本件選挙の3ヶ月前(令和5年1月～3月分)の消費電力量を対前年と比較した際に、すべての月において消費電力量が減少している矛盾について、町委員会は「気温の温暖化により暖房器具の使用が減少した」、「冷蔵庫の買い替えで省エネ効果が出た」と分析したが、エアコンや冷蔵庫の機能等による節電効果の調査は行っておらず、消費電力量の減少の証拠とは認められない。

また、光熱水費の使用量などが詳細な生活実態の証拠となるにもかかわらず、なぜ消費電力量の増減を証拠としなかったのか疑問が残る。

(5) 事務所での居住状況については、近隣住民等へ令和5年5月11日、同月25日、同年6月5日及び同月15日の計4回、延べ8名から聞き取りしているが、当選人が居住していた「部屋の明かり」については7名の証言がある。このうち数名は時間帯を示しているものの、頻度については不明確である。また、少数ではあるが「見たことがない」と断言している者もいる。意識して部屋の明かりを確認している近隣住民はおらず、正確な頻度を特定することは困難であるにもかかわらず、目撃した日が分からない証言をもって、どのようにして生活の拠点であると総合的に判断したか再度確認が必要である。

た、頻度や時間帯が不明確であるにもかかわらず、町委員会が当該日撃証言をもって証拠としたことは不公平であると考える。

(6) 提出のなかった大分県玖珠郡九重町にある配偶者が居住していた借家（以下「九重町の借家」という。）に係る賃貸借契約の契約当事者が当選人である場合、生活の本拠が九重町になる可能性があるにもかかわらず、再度、町委員会が賃貸借契約書の提出を求めずに原決定を行った判断に疑義が残る。また、町委員会が原決定を行うにあたり、九重町の借家の消費電力量の調査及び分析をしなかったのか疑問が残る。

(7) 当選人は、令和4年6月から建設会社のみで勤務していると証言しているが、当選人が勤務する事務所には出勤簿やタイムカード（以下「出勤簿等」という。）がなく、生活の本拠とする根拠が示されていない。

(8) 申立人は令和5年6月1日付けで当選人が提出した書類等の交付手続きをし、同月16日付けで町委員会からその交付を受けた。当該書類確認後、申立人は同月19日付けで町委員会委員長あてに具申書を提出したが、申立人が行える書類等の提出期限が同月7日だったことを理由に、町委員会事務局の判断により町委員会に諮ることなく具申書が破棄されたことに対して憤りを感じている。当該事務局の判断で破棄してよいものか、町委員会の見解を伺いたい。

第2 争点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3ヶ月以上、すなわち令和5年1月23日から同年4月23日まで（以下「本件期間」という。）引き続き玖珠町内に住所を有していたかどうか

題となる。

第3 裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを受理した後、町委員会に弁明書の提出を求め、これを徴した。その他、町委員会及び当選人から証拠書類等の提出を受け、事務所及び新居で検証を行った。加えて、町委員会及び当選人に対し職権による質問を、近隣住民等に対し聞き取りを実施し、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

1 町委員会の弁明書の要旨

町委員会から令和5年8月9日、同年9月11日、同年10月2日及び同年11月13日に当委員会に提出のあった弁明書の要旨は次のとおりである。

(1) 意見書等は7年前から事務所2階に居住していることを述べた趣旨であり、現在の居住場所について説明したものではないこと、事務所1階で起訴するようになったのは約1年前であり、その点を明確に記載していなかった旨、検証時、当選人から説明がなされた。そのため、意見書等による供述と現在の住所地の説明との間には、矛盾がないものと判断した。

また、意見書等の補正や修正をしなければならぬとの決まりはなく、当選人から説明があったため、補正や修正を実施する必要はないと判断した。それから、支社長と営業所長の利害関係がある者の証言に疑義を感じるといふ部分については、どの証言について疑義があるのか不明であるため、明確に認否することはできない。なお、町委員会の調査では利害関係のある者の証言に虚偽があるとする証拠はなかった。

(2) 当選人が勤務する建設会社では、出勤簿等はなく、客観的に生活の本拠とする根拠が示されていないと申立人は主張するが、当選人の勤務状況については、当選人の主張や関係者の証言により当該建設会社で勤務していることを確認している。また、居住実態の判断は勤務状況だけではなく、その他の項目も含め総合的に判断している。したがって、出勤簿等は当選人の勤務状況を確認するための手段であり、出勤簿等がないことをもって、客観的に生活の本拠とする根拠がないとはいえない。

(3) 当選人は、1年前から2階で起臥していないと主張しており、新居へ移転したベッドをはじめ、本件期間中に使用していないと想定される家財道具を調査する必要はないと判断した。

(4) 事務所の賃貸借契約及び経費の無償提供については口頭契約で成立しており、当選人が、事務所の備品等を使用し生活しても起臥を妨げるものではない。また、備品等を検証した結果、事務所には、最低限度の日常生活を営むための設備が備わっていると判断した。

さらに、居住実態の客観的事実の形成の部分については、現に起臥しているか否かを客観的に証明することは困難であるため、事務所の備品、機材等の状況だけではなく、近隣住民、関係者への聞き取りやその他の証拠書類等を含めて総合的に判断した。なお、九重町の借家の賃貸借契約書については、提出を求めたが提出するかどうかは任意であり、書類提出がなされなかったに過ぎない。仮に九重町の借家の賃貸借契約書が提出され、契約者が当選人であったとしても玖珠町の事務所と九重町の借家の双方で賃貸借契約をしていたことを示すにとどまり、町委員会の原決定を覆す決定的な理由とはなり得ない。

(5) 消費電力量について、町委員会では居住実態があるとする証拠として判断していない。消費電力量に係る分析をもとに居住実態がないと判断することもできないとした。

(6) 当選人がソファで起臥できないとする証拠はない。起臥の頻度は、客観的な証明が困難なので、近隣住民等からの聞き取りやその他調査内容から起臥しているかを総合的に判断した。

また、意識して事務所の明かりを見ている近隣住民はいなかったため、聞き取りからは正確な頻度を特定することは困難であった。したがって、事務所の明かりは起臥していたかを判断する一つの材料とし、その他項目も含め総合的に判断した。

(7) 異議申出に係る手続きについては、法第216条第1項が準用する行政不服

審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づき行った。その中で、申立人が具申書を提出することができるなどの規定はない。また、申立人には口頭意見陳述を申し立てることができる旨の案内や、証拠書類等を提出することができる機会を設けた。さらに、町委員会が申立人に質問を行い、申立人の主張をより明確にするよう努めた。

2 当選人への質問に対する回答の要旨
当委員会が行った令和5年9月28日、同年10月5日、同月20日付けの現地調査及び同年11月30日付けの検証における当選人への質問に対する回答の要旨は次のとおりである。

(1) 一身上の都合により7年ほど前から事務所2階に全ての財産を持ち込み配偶者と生活するようになった。また、2年ほど前から配偶者は九重町の借家で暮らすようになり、それを機に当選人は事務所1階で起臥を始めた。
かねてより親交のあった建設会社社長の温情により、事務所へ転居し、賃貸借契約書は交わしておらず、賃料も支払っていない。

(2) 事務所に持ち込んでいた財産は、衣類（ワイシャツ、スーツ、下着類）、食器、布団、毛布、電気毛布、神棚、洗面具、靴及び洗濯機である。2年前に配偶者が九重町に転居したため、ベッド、テレビ及び炊飯器等の当初事務所に持ち込んでいた財産は、九重町の借家へ移動させた。

(3) 配偶者の加齢による体力の衰えに加えて、配偶者の勤務先がある九重町までの道路が冬場凍結するおそれがあるため、玖珠町からの通勤が困難と判断し、配偶者と別居することになった。
なお、九重町の借家は、貸主と賃貸借契約書を交わしておらず、月の賃料は35,000円であった。

また、当選人が、九重町の借家に宿泊する日数は、令和3年度は主に水曜日と日曜日の週2日程度、令和4年度は主に水曜日、土曜日及び日曜日の週3日程度であった。

(4) 7年前の事務所への転居にあわせて、現在勤務している建設会社社長から

雇用されている。雇用契約書は交わしていないが、毎月一定額の賃金が支払われている。勤務時間も8時から17時までと決められているものの、出勤簿等はなく、業務内容も特段決められていない。

(5) 2年前から就寝時は、事務所1階のソファラーの上に電気毛布を敷き、その上に当選人が寝て、上から毛布を掛けていた。居候ということもあり可能な限り使用は控えていたが、本件期間においては、部屋が温かくなるまではエアコンを使用し、同様に寝床が温かくなるまで電気毛布を使用した。冷え込む日は、電気毛布を一晩中使用していたこともあった。電気毛布があれば十分に温かく、厚手の布団が必要ということはない。

就寝時間は、24時頃であり、就寝までの時間は図書館で借りた本を読んだり、会社のパソコンで動画を見たりして過ごすことが多かった。

なお、本件期間における消費電力量が、前年に比べて低下していることに関しては、特段生活様式が変わったところはなく、思い付く理由はない。

(6) 本件期間中に、事務所で使用していた電化製品と概ねの使用時間については、エアコンが勤務時間の8時から17時までと、勤務時間外の7時から8時まで及び17時から24時まで、冷蔵庫が24時間、セラミックヒーターが勤務開始時刻の8時から9時まで、LED蛍光灯3本が勤務時間の8時から17時までと勤務時間外の7時から8時まで及び17時から24時まで、電子レンジが勤務時間中の3分間と勤務時間外の3分間、電気ポットが勤務時間の8時から17時まで、電気毛布が勤務時間外の21時から24時までであった。

なお、電気ポットについては、勤務終了の17時に電源を切り、勤務時間外にお湯が必要ときはカセットコンロを使用し沸かしていた。

(7) 食料は、配偶者が事務所におにぎりやおかずを持参したものを受け取ったり、当選人が九重町の借家へ行った際に持ち帰っていた。

その他、玖珠町内のドラッグストア、デイカストア、コンビニエンスストア及び酒屋で、カット麺、パン、飲料及びタバコを購入することもあった。

(8) 洗濯については、九重町の借家でを行い、事務所にある洗濯機を使うことは

なかった。
入浴については、洗濯と同様に九重町の借家に宿泊した際に行っていた。また、知人宅でもらい湯をしたり、近隣の温泉施設を利用したりすることもあった。

(9) 当選人あての郵便物は、7年前から事務所に届くようにしている。

(10) 当初、本件選挙へ立候補する意思はなかったものの、無投票となることは避けるべきとの考えから支援者とともに立候補者を探したが見つからなかったため、支援者からの後押しにより告示日直前の令和5年4月14日に立候補することを決意した。選挙運動は、ポスターの掲示とビラの頒布を行い、選挙運動用自動車は使用しなかった。また、選挙運動期間中の令和5年4月18日から同月23日は、毎日9時から20時までの間、選挙事務所へ過ごし、20時以降は事務所へ過ごし、

(11) 当選後、玖珠町内に新居を見つけたため、九重町の借家を引き払い、令和5年6月から入居を開始した。

(12) 当委員会から提出を求められた事務所の本件期間における30分毎の消費電力量が分かる明細については、建設会社の協力が得られず提出できないので、これまでの状況から判断してもらいたい。

3 営業所長及び近隣住民等への聞き取りの要旨
当委員会が行った令和5年9月28日、同年10月5日、同月6日、同月13日、同月20日、同年11月2日付けの現地調査及び同月30日付けの検証における営業所長及び近隣住民等への聞き取りの要旨は次のとおりである。

(1) 営業所長の証言について

ア 当選人が持ち込んでいた財産は、スーツ、ワイシャツ、タンズ、靴、毛布、電気毛布、包丁、まな板、カセットコンロ、電子レンジ、電気ポット、洗面具及び洗濯機があったと記憶している。

イ 事務所の冷蔵庫は、営業所長が赴任した直後の令和3年10月頃に買い替

えたと記憶している。

ウ 当選人の勤務時間は月曜日から金曜日の8時から17時までである。但し、自主的に土日に出勤することもあったようだ。
 営業所長が出勤する8時には、当選人が事務所の鍵を開けた状態であり、退社する17時には当選人が残っていた。8時に当選人がいないことは、月に1回あるかないかであり、8時までに出勤できない場合は事前に連絡がある。

エ 営業所長が赴任した令和3年9月には、当選人はすでに事務所1階で起臥していた。当時から配偶者は九重町に居住していると聞いていた。

営業所長が出勤した際には、布団等はソファと壁の間のスペースに片付けられていた。

オ 時間ははっきりしないが、当選人の配偶者が差し入れを頻繁にしていた。当選人は昼食時、カツ丼や冷凍したおにぎりを電子レンジで温めて食べていた。夜間は食事の様子を見ていないが、昼食と同じようなメニューを食べていると聞いている。

(2) 近隣住民A氏の証言について

ア 当選人が10時頃に事務所の郵便受けを開けているところを見たことがある。

イ 本件期間も18時から19時頃までに事務所1階の明かりが点いていることを週に2、3回の頻度で目撃したことがある。

ウ 夜間、事務所を見たときに、24時前後でも明かりが点いていることを見たことがある。

(3) 近隣住民B氏の証言について

ア 就寝時は自宅の2階で過ごしているが、就寝前の19時から22時までの間に洗面所の窓から事務所1階の明かりが点いていることを見たことがある。

イ 事務所1階の明かりが点いていた頻度は覚えていないが、強いて言えば週に1、2回よりも多いぐらいである。

ウ B氏が7時半頃に出勤する際に、事務所の駐車場に白色の軽トラックが停まっていることを目撃したこともある。

(4) 近隣店舗C氏の証言について

ア 当選人は9時から16時までの間に、タバコ、カツ丼及びパン等を購入するため、週に3、4回の頻度で来店する。

イ 20時から21時頃までに配達等で事務所の前を通った際は、だいたい明かりが点いていた。

(5) 近隣住民D氏の証言について

ア 7時20分に自宅を出発して事務所の前を通るが、九重町方面から車に乗った当選人とすれ違うことや近隣の店舗前に設置してある自動販売機で商品を購入する当選人を目撃したことが、令和5年1月以前から毎日のようにある。

イ 自宅の2階から事務所が見えるが、夜間に事務所の明かりが点いていたことを目撃したことはない。

(6) 九重町の借家の貸主E氏の証言について

ア 当選人との間で賃貸借契約書は交わしていないが、当選人との賃貸借契約は令和3年4月から令和5年5月までの丸2年以上になり、毎月家賃の振り込みがあった。

イ 現地まで赴いて見たことはないため、誰が居住していたのかは不明である。

(7) 九重町の借家の近隣住民F氏の証言について

ア 当選人を目撃する頻度や曜日については憶えていないが、夕方の散歩時に当選人を見かけたことがある。

(8) 申立人の知人G氏の証言について

ア 申立人には、当選人が玖珠町に居住していないのではないかとということを確認して伝えた。

イ 当選人が玖珠町に居住していないのではないかとということに関し、確認があつて申立人に伝えた訳ではない。

(9) 申立人の知人H氏の証言について
 ア 当選人が玖珠町に居住していないのではないかとという知人から聞いた話を、選挙後、申立人に伝えた。

(10) 近隣のデイスクラウトストアの従業員I氏の証言について
 ア 当選人が本件期間中に来店していたところを見たことがある。
 イ 来店時の時間帯としては、13時から17時までが多かったと記憶しているが、来店頻度と購入していた商品については分からない。

(11) 当選人が利用すると証言した近隣の温泉施設の従業員J氏の証言について
 ア 夜の時間帯に働いている従業員にも確認したが、当選人が来店していることを見かけた者はいなかった。

4 当委員会が認定した事実

当選人の証言、当選人及び町委員会から提出された証拠書類等、当委員会の現地調査における質問や聞き取りへの回答及び事務所並びに新居の検証結果から次の事実が認められる。

(1) 事務所を住所と定めた時期について
 当選人は、平成29年8月2日に事務所を住所として定める旨の転居届を玖珠町に提出している。

(2) 事務所及び九重町の借家に係る賃貸借契約について
 当選人は、事務所に係る賃貸借契約を建設会社と、九重町の借家に係る賃貸借契約を所有者といずれも口頭により締結している。

(3) 当選人と建設会社との雇用契約及び勤務記録について
 当選人と建設会社の間における雇用契約については、口頭により締結されている。
 また、建設会社では、当選人の勤務を記録するための出勤簿等はない。

(4) 当選人の建設会社における雇用状況について

上記(3)のとおり雇用契約書の確認はできなかったが、当選人を建設会社の営業部長とする名刺が作成されており、当選人には建設会社の制服、机及びパソコンが支給されている。

(5) 当選人が事務所に持ち込んでいた財産について

当選人及び営業所長の証言並びに当委員会が実施した事務所及び新居の検証結果から、当選人が本件期間中に事務所に持ち込んでいた財産は、衣類(スーツ、ワイシャツ、私服)、靴(紳士用5足、婦人用1足)、毛布、電気毛布、包丁、まな板、食器類、本、椅子、机、カセットコンロ、電気ポット、電子レンジ、洗面具、洗濯機、神棚、石油ストーブ、寝椅子、電気スタンド、衣装ハンガー、扇風機、ひな人形、クリスマスツリー、布団、小型テレビ、蛍光灯カバー及びその他雑貨である。

また、本件期間中に当選人が九重町の借家へ持ち込んでいた財産は、水屋、ステレオ、テレビ、タンス2枚、テーブル、ベッド、布団、電気毛布、石油ストーブ2台、スピーカー及びこたつである。

(6) 当選人の車の車種について
 当委員会が自動車検査証を確認したところ、当選人が所有している自動車は白色の軽トラックである。

(7) 事務所の水道の使用状況について
 事務所の水道の使用状況は次のとおりである。

	令和4年	令和5年	前年比
1月分	4㎡	4㎡	±0㎡
2月分	4㎡	4㎡	±0㎡
3月分	4㎡	3㎡	-1㎡
4月分	3㎡	3㎡	±0㎡
5月分	4㎡	4㎡	±0㎡
6月分	3㎡	-	-
7月分	3㎡	-	-
8月分	3㎡	-	-
9月分	3㎡	-	-

10月分	3㎡	—	—
11月分	3㎡	—	—
12月分	3㎡	—	—

(8) 事務所の電気の使用状況について

事務所の電気の使用状況は次のとおりである。

なお、令和5年の消費電力量を計量した期間は、それぞれ1月分は令和4年12月15日から令和5年1月18日まで、2月分は令和5年1月19日から同年2月15日まで、3月分は令和5年2月16日から同年3月15日まで、4月分は令和5年3月16日から同年4月17日までであった。

	令和4年	令和5年	前年比
1月分	734 kWh	673 kWh	▲61 kWh
2月分	658 kWh	601 kWh	▲57 kWh
3月分	500 kWh	438 kWh	▲62 kWh
4月分	303 kWh	363 kWh	60 kWh
5月分	237 kWh	—	—
6月分	140 kWh	—	—
7月分	208 kWh	—	—
8月分	294 kWh	—	—
9月分	218 kWh	—	—
10月分	200 kWh	—	—
11月分	244 kWh	—	—
12月分	384 kWh	—	—

(9) 事務所にある電化製品の消費電力量について

事務所には、エアコン、冷蔵庫及びセラミックヒーターがあり、それぞれのメーカーによる取扱説明書等によれば、エアコンの1時間あたりの消費電力量は室内温度が20℃で外気温が7℃の条件では1,370Wh（通常の消費電力）、室内温度が20℃で外気温が2℃の条件では2,270Wh（低温消費電力）であり、冷蔵庫の年間消費電力は300kWhであり、セラミックヒーターの1時間あたりの消費電力量は1,200Whである。

(10) 令和5年分の消費電力量を計量した期間における玖珠町の1時間ごとの気温について

気象庁のホームページから、上記第3の4（8）にある令和5年1月から4月までの期間、いわゆる令和4年12月15日から令和5年4月17日までの期間における玖珠町の1時間ごとの気温について確認したところ、勤務時間の8時から17時までの9時間のうち7℃未満になる時間は、1月分は118時間、2月分は129時間、3月分は55時間、4月分は6時間であった。

(11) 事務所のガスの使用状況について

事務所ではガスを使用していない。

(12) 当選人が起臥していたとする場所及び知人宅での入浴機会の提供について

当選人は、当委員会の質問に対して起臥していた場所は、令和3年4月から事務所1階であると回答した。また、令和5年5月16日付けで起臥していた場所が事務所2階である旨を記載した意見書等を町委員会あてに提出していたが、同年11月30日付けで起臥していた場所が事務所1階である旨の修正を加えた意見書及び添付書類（以下「11月30日付け意見書等」という。）を当委員会に証拠書類として提出している。

また、当選人は同年11月30日付けで直近2年間において月に2、3回ほど入浴の機会を提供してもらっていた知人の証言書を当委員会に証拠書類として提出している。

(13) 郵便物等の配達状況について

当選人あての郵便物については、少なくとも令和元年から封書及び年賀状が事務所に配達されている。

また、宅配便も事務所に配達されるよう登録されている。

(14) 当選人が九重町のキャンプ場での宿直業務を辞めた時期について

当該キャンプ場が発行した離職証明書によると、当選人が九重町のキャンプ場で宿直業務を辞めたのは令和3年5月10日である。

(15) 事務所と近隣住民の住居との位置関係について

事務所建物は3階建てで、北側を県道に面している。建物の1階部分は、北側に屋内駐車場、そしてその南側に事務所の配置となっている。事務所は約10m程度県道から離れた場所に位置している。事務所には、北側に入口として利用しているガラス張りのドア1か所、東側に窓が1か所、南側に窓が2か所、西側に窓1か所とトイシの小窓が1か所設置されている。

事務所周辺は概ね閑静な環境であり、隣接する住民の住居と事務所の間に遮へい物はなく明かりの確認が可能だが、事務所から少し離れると事務所に隣接する住居によりその全景を見ることが困難と思われる箇所もあった。

(16) 本件選挙への立候補について

当選人は、令和5年4月18日付けで本件選挙選挙長に対し、住所欄に事務所の地番を記載し立候補関係書類を提出し受理され、また、町委員会委員長に対し、選挙事務所設置届の住所欄に事務所所在地とは異なる玖珠郡玖珠町大字帆足367番地の4を記載し提出した。

第4 当委員会の判断

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の認定、喪失を生じるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、市町村議会の議員の被選挙権には、「3箇月以上市町村の区域内に

住所を有する」（法第9条第2項）とする住所要件が設けられている。これは、「地方公共団体が地縁的社会という特性を考慮したものである」とあり、「特に3箇月という期間を要件としたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたから」（黒瀬敏文＝笠置隆範「逐条解説 公職選挙法（改訂版）」（上）（2021年）90頁）であるとされている。

当委員会は、上記解釈、上記第3の4により当委員会が認定した事実及び事務所並びに新居の検証結果を基に、本件期間における当選人の生活の実態を推認のうえ、当選人の住所について判断する。

(1) 当選人が起臥していた場所について

令和3年4月に当選人の配偶者が九重町へ転居した時に、事務所2階のベッドも九重町の借家へ移動させたため、寝具の有無により事務所2階から1階へと起臥する場所を変更したとする当選人の主張は不自然ではない。

また、11月30日付け意見書等や、営業所長の起任後にはすでに当選人は1階で就寝していたという証言、本件期間中に夜間、事務所1階の明かりが点いていたという複数の近隣住民の証言を考慮すると、頻度は不明だが、当選人が事務所1階で起臥していたことが窺われる。

なお、申立人は、当選人が使用していたソファについて、連続1年以上の使用に耐え得るかではなく、サイズ計測等により使用できなかつたことは理解できなかつたと主張する。この点、ソファの座面が150cm、肘置き部分を含めた全長が184cm、当選人の身長が165cmであることに鑑みて、年間絶え間なく当該ソファで起臥することは当選人の身体に負担を強いられることは想像に難くない。しかし、当選人は本件期間中、主に水曜日、土曜日及び日曜日の週3日程度は九重町の借家に宿泊していると証言しており、週4日を当該ソファにて起臥する生活を送ることは不可能であるとまではいえない。

(2) 事務所における財産の状況について

事務所には、上記第3の4（5）で認定した財産が持ち込まれており、当選人が主張する生活様式により生活を行うことは可能である。

この推計結果でも、同年1月及び2月分は消費電力量の余剰が生じている。同年3月及び4月分は消費電力量が不足しているが、一般に気温の上昇によりエアコンの消費電力量及びエアコンを使用する頻度が下がることを考慮すると、不自然な結果であるとはいえない。

したがって、これらの推計結果から第3の3(1)ウの証言による自主的に土日に出勤することがあったということを考慮しても、当選人は本件期間中において一定の日数は事務所に宿泊していたと推認することができる。

なお、申立人は、令和4年と令和5年の消費電力量を比較した場合に、令和5年の消費電力量が低下していることをもって当選人の居住実態がないと主張する。

	R4とR5の消費電力量の差
1月分	▲61 kWh
2月分	▲57 kWh
3月分	▲62 kWh
4月分	60 kWh

この点、町委員会の原決定では、消費電力量によって当選人の生活の本拠を判断することはできないとしながらも、その低下の原因を玖珠町の令和5年1月から3月までの月平均気温が前年よりも高かったことと、事務所の冷蔵庫が新製品になったことに求めている。しかし、玖珠町における令和4年1月から3月までの月平均気温が1.8℃から9.1℃であり、令和5年1月から3月までの月平均気温が2.3℃から9.8℃であることから、月平均気温が前年より高かったとしても玖珠町が依然として寒冷的な地域であることには変わらない。また、当委員会の調査によれば事務所の冷蔵庫は令和3年10月には新製品に変わっていることから、消費電力量の減少要因を冷蔵庫が新製品に変わったことに求めることは適当ではない。

この令和4年と令和5年の消費電力量の差については、勤務時間中の消費電力量は年によって変化しないと仮定すれば、上記第3の2(5)にあるように当選人は各年における生活様式は特段の変化はないという証言から、夜間、事務所にいる時間が一定程度減少したと判断することが適当ではないかと思料するところ、上記第3の2(3)による当選人の九重町の借家で宿泊する日が増加したという証言と矛盾するところがない。また、令和5年4月

は、消費電力量の差が増加しているが、これは当選人が選挙前の準備のために前年よりも九重町の借家に宿泊する日数が減ったとすれば不自然ではない。

したがって、申立人の主張は採用することができない。

(5) 当選人の居住状況に係る証言について

上記第3の3(2)、(3)、(4)及び(5)のとおり、事務所の明かりを見たことがあるが頻度等は明確ではないとの証言や全く見たことがないと証言した者がいたことは、町委員会の原決定における調査等と同様である。また、上記第3の3(3)のとおり7時半頃に出勤する際に、事務所の駐車場で見えた白色の軽トラックは上記第3の4(6)で認定した当選人の所有する自動車であると推認される。一方で、上記第3の3(7)のとおり、九重町の借家で当選人を見かけたことがあるとする証言も得られた。

このことから、当選人が事務所ですぐ起臥していたとすることはできず、むしろ玖珠町と九重町で二重生活をしていたとする当選人の主張と矛盾がないと考えるのが相当である。

(6) 当選人の私生活について

当選人は、上記第3の2(7)で、当選人は食料を配偶者の差し入れや近隣店舗において買い求めていたと主張しており、これらを裏付ける証言は上記第3の3(1)オ及び同(10)で当委員会の現地調査で得られている。

また、上記第3の4(12)で当選人に入浴の機会を提供していたと当選人の知人から証言書が当委員会あてに提出されている。

さらに、上記第3の4(13)で、当選人あての郵便物及び宅配便については、事務所に配達されていることが確認できている。

これらの証言から当委員会は、当選人が玖珠町内で一定の私生活を営んでいたと推認する。

(7) 九重町の借家に係る賃貸借契約の締結状況及び消費電力量について

申立人は、九重町の借家の契約者が当選人であれば、当選人の生活の本拠が九重町になる可能性があると主張する。上記第3の4(2)のとおり九重町の借家に係る賃貸借契約は当選人であるが、この事実からは当選人が九重

町で賃貸借契約をしていたことを示すにとどまり、玖珠町に当選人の生活の本拠がなかったとまではいえず、申立人の主張を直ちに採用することはできない。

また、申立人は、九重町の借家について、前年との消費電力量を比較する必要があると主張する。これについて、当委員会では、九重町の借家での居住者が1人増えたとしても2人で共通した電化製品を使うことが通常であることを考えると、消費電力量が大幅に上昇するとは考え難いため、比較不要と考える。

(8) 当選人の事業活動について

申立人は、当選人が勤務する事務所には出勤簿等がなく、生活の本拠とする根拠が示されていないと主張するが、たとえ出勤簿等が作成されていたとしても、当選人の勤務状況を確認するための手段であり、出勤簿等がないことだけをもって、客観的に当選人の生活の本拠とする根拠がないとはいえない。

また、上記第3の4(4)で認定したとおり、当委員会の現地調査では、建設会社の当選人名義の名刺が作成されていることと、当選人に建設会社の制服、机及びパソコンが支給されていることを確認している。一般に、従業員ではない者に名刺を作成したり、制服等を支給したりすることは不自然であり、当選人が建設会社に雇用されている事実を窺うことができる。

なお、当選人は、令和3年5月10日まではこの建設会社の他に九重町にあるキャンプ場にて宿直業務に従事していたが、現在はこの建設会社のみで勤務している。

これらの事実から当委員会は、当選人の事業活動の本拠は玖珠町にあり、一定の事業活動を営んでいたと推認する。

(9) 当選人の政治活動について

上記第3の2(10)のとおり、当選人は本件選挙が無投票となることを避けるべきとの考えから、当初は支援者とともに立候補者を探していたが、支援者からの後押しにより立候補することを決意したという証言から考慮すると、本件期間中に立候補者を探すなど一定程度の政治活動を行っていたと評することが適当である。また、当選人が立候補のために本件期間直前になっ

て町外から玖珠町に転居してきた事情を窺うことはできず、当選人は昭和62年の初当選以降通算7期に渡って玖珠町議会議員を務めており、法が求める地縁的關係を有し、玖珠町内の事情にも精通していることを十分に窺うことができる。

したがって、当選人の政治活動の本拠は玖珠町にあることができると考える。

(10) 具申書について

申立人は、令和5年6月19日に町委員会に提出した具申書が、提出期限が過ぎていることを理由として町委員会事務局の判断により破棄され、町委員会に諮られなかったと主張する。

この点、法第216条第1項により準用する行服法第32条第3項の規定によれば、審査庁が証拠書類を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならないと規定されている。また、「処分庁等の故意や過失によらず、提出期限の経過後に新たな事実や証拠書類等が判明したような場合については、提出期限が経過していることのみをもって、その受領を拒み、当該書類等を考慮することなく審理を終結することは適当ではないと考えられる。」（一般財団法人 行政管理研究センター「逐条解説 行政不服審査法」株式会社ぎょうせい（2016年）185頁）。

当委員会の現地調査によれば、町委員会が定めた提出期限が同月7日であったところ、申立人が当該具申書を提出したのは同月19日であり、同日付で町委員会は具申書を受け付けている。さらに、同月21日開催の第10回玖珠町選挙管理委員会及び同月30日開催の第11回玖珠町選挙管理委員会では、当選人の起訴していた場所や事務所の消費電力量等に対する申立人の所感など申立人が具申書において主張する内容が町委員会事務局より説明されている。したがって、申立人の主張は採用することができず、町委員会の原決定に関する手続きに瑕疵はない。

第5 結論

当選人は、本件期間に昼間は玖珠町内において事業活動及び政治活動を営むとともに、夜間は玖珠町の事務所及び九重町の借家の2か所で生活に必要な財産を備えた上で私生活を営んでいたと思われる。

具体的には、上記第3の4(13)のとおり事務所に当選人あての郵便物や宅配便が送付されていたことや、玖珠町内で長年にわたり事業活動及び政治活動を行っていた事実が認められ、また、日数を客観的に特定することはできないが、事務所で一定の日数居住していたと推認される。この状況を第4に記載した法の趣旨を踏まえて考えると、当選人の住所は九重町ではなく玖珠町にあると考えることが妥当と思料される。

以上から法第216条第2項により準用する行服法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、申立人は原決定の違法を主張するが、上記第4の(10)のとおり町委員会の原決定に関する手続きに瑕疵はなく、当選人は本件期間に玖珠町に住所があったと認められるから、上記判断を左右しない。

令和6年1月29日

大分県選挙管理委員会

委員長 一 木 俊 廣

委員 阿 部 良 秀

委員 秦 泰 喜 美 恵

委員 角 山 光 邦

教 示

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。(公職選挙法第207条)

令和六年一月三十日

大分県報号外(選管委告示)